

建築物省エネ法の適合性判定等手数料(令和7年4月1日から)

○ 非住宅・工場・共同住宅等・複合建築物

- 1 法第11条第1項(当初計画の適合性判定)
- 2 法第11条第2項(計画の変更の適合性判定)
- 3 法第12条第2項(当初計画の適合性判定)
- 4 法第12条第3項(計画の変更の適合性判定)
- 5 軽微な変更該当証明書の交付

次の表の区分による手数料となります。

ただし2,4,5,の対象床面積については、「床面積増加部分」+「変更に係る部分の床面積×1/2」の合計面積となります。

	計算方法		建物種別		対象床面積 (政令第3条に規定する床面積)	手数料(円)
ア…非住宅・工場・共同住宅等・複合建築物	標準入力法等	(ア)	非住宅部分	a	300㎡未満	224,000
				b	300㎡以上	276,000
		(イ)	工場等部分	a	300㎡未満	23,000
				b	300㎡以上	30,000
	モデル建物法	(ウ)	非住宅部分	a	300㎡未満	86,000
				b	300㎡以上	108,000
		(エ)	工場等部分	a	300㎡未満	19,000
				b	300㎡以上	26,000
	標準計算	(オ)	共同住宅等	a	300㎡未満	67,000
				b	300㎡以上	114,000
	仕様基準	(カ)	共同住宅等	a	300㎡未満	32,000
				b	300㎡以上	56,000
	仕様・計算併用	(キ)	共同住宅等	a	300㎡未満	50,000
				b	300㎡以上	85,000
		複合建築物	上記(ア)から(エ)までのいずれか及び(オ)から(キ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、当該建築物の非住宅部分＋工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積と見なした場合の手数を上限とする。			

※工場等部分とは工場、倉庫、データセンター、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設、水産物の増殖場又は養殖場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、その他これらに類する用途です。

○ 一戸建ての住宅

1 法第11条第1項(当初計画の適合性判定)

3 法第12条第2項(当初計画の適合性判定)

次の表の区分による手数料となります。

	計算方法		建物種別		対象床面積 (政令第3条に規定する床面積)	手数料(円)
イ… 一戸建ての住宅	標準計算	(ア)	一戸建て住宅	a	200㎡未満	34,000
				b	200㎡以上	37,000
	仕様基準	(イ)	一戸建て住宅	a	200㎡未満	18,000
				b	200㎡以上	19,000
	仕様・計算併用	(ウ)	一戸建て住宅	a	200㎡未満	25,000
				b	200㎡以上	28,000

2 法第11条第2項(計画の変更の適合性判定)

4 法第12条第3項(計画の変更の適合性判定)

5 軽微な変更該当証明書の交付

次の表の区分による手数料となります。

	計算方法		建物種別		対象床面積 (政令第3条に規定する床面積)	手数料(円)
イ… 一戸建ての住宅	標準計算	(ア)	一戸建て住宅	a	200㎡未満	17,000
				b	200㎡以上	19,000
	仕様基準	(イ)	一戸建て住宅	a	200㎡未満	9,000
				b	200㎡以上	10,000
	仕様・計算併用	(ウ)	一戸建て住宅	a	200㎡未満	13,000
				b	200㎡以上	14,000